

成年後見

！！最近物忘れがひどい！！

！！認知症が進んでいるかも！！

認知症になったら自分の生活は！財産は！

！！勝手にいろいろ買い物し始めたらどうなるんだろう！！

！！一人暮らしで身寄りが無いけど認知症になったら！！



全て成年後見制度が解決します。

成年後見制度とは

後見 — いつも意思無能力の状況にある
(次ページ参照)
(認知症でも重く、社会生活に支障がある)
 → 後見人を選任して法律行為を代理してもらう。



保佐 — 重要な法律行為ができない状況にある
(普通の買い物はできるが、財産処分等の重要なことは支障がある)
 → 保佐人を選任して部分的に代理してもらう。

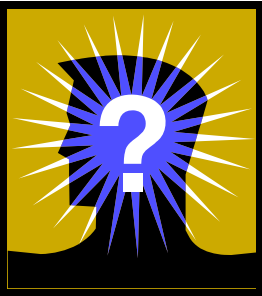
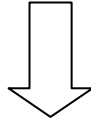
補助 — 一定の判断能力はあるが、軽度の認知症・知的障害・精神障害がある
(高度な判断を要する取引はできない)
 → 補助人を選任して特定行為を代理してもらう。



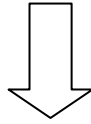
任意後見 — 将来認知症等になった時のために、あらかじめ後見人等の取り決めを契約しておく
(オススメ)
 → 任意後見人が就任して後見の仕事をする。

後 見

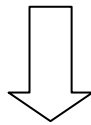
認知症で意志表示ができなくなった時



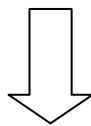
成年後見人を選任します。(家庭裁判所へ申立)
(本人の診断書や財産目録等を添付します。)



成年後見人は、夫や妻・子供（成人）を候補者として
申立て、認められれば就任します。



適任者がいない場合、裁判所が司法書士や弁護士を
成年後見人として選任します。



成年後見人の仕事

- ① 法律行為の代理
- ② 被後見人の財産の調製
- ③ その後の被後見人の財産管理



* 被後見人の住居を処分するときは、裁判所の許可が必要となります。